

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 平成17年8月31日(水)午後2時00分～午後2時30分

場所 小田原市役所 301会議室

2 出席した教育委員の氏名

1番委員 島田祐子

2番委員 青木秀夫 (教育長)

3番委員 桑原妙子

4番委員 安藤實英 (教育委員長)

5番委員 横田俊一郎 (教育委員長職務代理者)

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

学校教育部長 石嶋 襄

生涯学習部長 白木 章

生涯学習部次長 今村 清晴

教育政策課長 杉崎 公

生涯学習政策課長 中村 悟

青少年課長 市川 皓三

文化財課長 塚田 順正

スポーツ課長 守屋 良治

図書館長 大木 徹

(書記)

教育政策課教育政策担当主査 杉山 博之

教育政策課主査 田代 勝美

4 議事日程

日程第1 報告第8号

事務の臨時代理の報告について(9月補正予算)(青少年課・文化財課・
図書館)

日程第2 報告第9号

事務の臨時代理の報告について（小田原市公民館条例の一部を改正する条例）（生涯学習政策課）

日程第3 報告第10号

事務の臨時代理の報告について（小田原市集会所条例の一部を改正する条例）（生涯学習政策課）

日程第4 報告第11号

事務の臨時代理の報告について（小田原市総合文化体育館条例の一部を改正する条例）（スポーツ課）

日程第5 報告第12号

事務の臨時代理の報告について（小田原テニスガーデン条例の一部を改正する条例）（スポーツ課）

日程第6 報告第13号

事務の臨時代理の報告について（小田原市営プール条例の一部を改正する条例）（スポーツ課）

日程第7 報告第14号

事務の臨時代理の報告について（学校施設の取得について）（教育政策課）

日程第8 議案第23号

小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱について（生涯学習政策課）

5 議事の概要

（1）委員長開会宣言

（2）7月定例会の会議録承認...青木委員報告

（3）会議録署名委員の決定...島田委員・桑原委員に決定

（4）日程第1 報告第8号 事務の臨時代理の報告について（9月補正予算）

提案理由説明...教育長・青少年課長・文化財課長・図書館長

青木教育長 ...それでは、報告第8号「事務の臨時代理の報告について」を御説明申し上げます。市議会9月定例会に係る教育委員会関係の補正予算案について、市長に対し意見の申し出をいたしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第14号に基づく当会議の付議事項であります。急務を要し、会議を開くことができませんでしたので、同規則第4条第1項の規定により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定により、御報告するものでございます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

青少年課長 ...はじめに、青少年課関係の補正予算について、ご説明申し上げます。平成17年度9月補正予算要求概要をご覧ください。歳出にございます(項)社会教育費(目)青少年対策費、団体育成経費の負担金補助及び交付金につきましては、来年3月下旬にチェコ共和国プラハで開催が予定されております国際音楽コンクールに、小田原少年少女合唱隊が参加するための経費の一部を助成するために計上したものであります。小田原少年少女合唱隊は、過去に何度も海外へのコンクールに出場いたしまして、優秀な成績をおさめ、小田原の名を世界に広めるなど、その活躍は顕著であります。今回チェコプラハで行われますコンクールは、参加合唱団の子ども達との国際交流と、合唱を通して音楽・文化を理解することを目的に行われるものでございますが、コンクールのほか、コンサート、市内パレード、またオンドラшек合唱団とのジョイントコンサートなどが計画されております。参加人数は、小学校5年生から高校3年生の隊員41名と引率者など関係者5名、合わせて46名の予定でございます。以上で、青少年課関係の補正予算につきましての説明を終わります。

文化財課長 ...(項)社会教育費(目)文化財保護費のうち、文化財調査経費について、個人住宅等の建設に先立ち、破壊される遺跡の記録保存のための調査経費であります緊急発掘調査経費に不足額が生じたため、国庫補助を財源に、資料のとおり補正予算を組んだものであります。

図書館長 ...報告第8号、9月補正予算についてのうち、図書館費にかかる部分につ

きまして、私、図書館長から御報告させていただきます。議案の「平成17年度9月補正予算要求概要」を御覧頂きたいと存じます。歳出の下の方でございますように、文学関係費で「尾崎一雄邸書齋等移築工事」にかかります工事請負費を予算措置しようとするものでございます。御案内のように尾崎一雄先生は、私小説という分野を確立された方という評価が得られておりますが、御自身は心境小説という言葉が好まれたようです。明治32年父親の赴任先でございます三重県の宇治山田町、現在の伊勢市でお生まれになり、各地を転居しておりましたが、明治40年に母の生家のある沼津小学校に転校、翌41年に父祖が宮司をしておりました下曾我に転校してきました。その後、県立第2中学校、現小田原高校に進学、在学中に読んだ志賀直哉の「大津順吉」に感動し、同氏を師と仰ぎ、文学の道を志すものの、父親の理解が得られず、大正7年に法政大学に入学のため、上京しました。父が亡くなった大正9年に早稲田大学高等学院に入学。その後、同大学文学部に入学し、同人誌を創刊し作品を発表。「二月の蜜蜂」が川端康成に推奨され、文壇に登場されました。しかし、師と仰ぐ志賀直哉の偉大さに押しつぶされ、作品が書けない日々が続きましたが、昭和12年に松枝夫人との明るい家庭生活を描いた「暢気眼鏡」で第5回芥川賞を受賞し、以後順調に作品を発表していきましたが、昭和19年胃潰瘍で大吐血し、帰郷を決意。以後闘病生活をしながら、数多くの作品を発表いたしました。生涯の小説作品数は200編余といわれております。また、先生は、教育委員（昭和31～33年）や文化財保護委員（昭和48～50年）に就任されたこともございます。昭和53年に本市で唯一の文化勲章を受章されております。今回移築しようとする書齋につきましては、現状は昭和53年に2階部分を増築いたしましたので、全体で約165平方メートルあるわけでございますが、そのうちの昭和22年に改築した約42平方メートルの部分を移築しようとするものでございます。別紙の「尾崎一雄邸書齋移築等工事請負費について」と表示がございます説明資料をお開き頂きたいと存じます。移築のイメージ図としては、1枚目のとおりでございます。右手の木の陰に建物がありますが、これは白秋童謡館でございます。

ます。また左手の建物は文学館に現存いたします蔵でございます。その位置を図面に落とし込んだものが裏面の資料になります。現在は本館から童謡館への通路が石敷きで作られ、竹の垣根で遮蔽されているため、見ることはできませんが、その垣根の東側になり、空き地になっております。2枚目の資料は移築する書斎等の間取りでございます。早いうちの作品は書庫の隣の4畳半でよく執筆されていたようですが、その後、8畳間の方にその場を移動されたように聞いております。今回この両方の執筆の場を移築したいと予定しております。建物につきましては、昭和22年の物が無い時代に造られた建物であり、外側については、痛みが激しい状況でございますことから、現在の建物に似せて新築し、内側についてはできるだけ使える部材を生かして、書斎のたたずまいを再現したいと予定しております。これまで文学館につきましては、国の登録文化財の指定を受けております田中伯爵の日本家屋と洋館との、歴史的な建物の中に、小田原に関係する文学者を展示紹介してまいりましたが、小田原出身の尾崎先生の書斎を移築することにより、小田原の文学のシンボルになるのではないかと考えているところでございます。来年度の観桜会が4月2日に開催されますので、これに合わせてお披露目したいと考えております。その後の開放につきましては、外から見学をしていただく計画でございますが、室内の開放も事業等により考えられますことから、現在ある大きな石製の靴脱ぎも寄贈を受ける予定であります。今回の移転に際しましては、御長男の鮎雄氏を始め長女の一枝様、次女恵子様御兄妹の方々の、御理解を得て、実現したものでございますことに、一言触れさせていただき、説明を終わらせていただきます。

島田委員 …ハード関係には予算がつきやいようですが、小田原少年少女合唱隊への補助金のような目に見えないソフト関係も大切ですので、予算も削減ばかりしていないで、必要なところに大胆につけてもらえるとありがたいですね。

(5) 日程第2 報告第9号 事務の臨時代理の報告について(小田原市公民館条例の一部を改正する条例)

日程第3 報告第10号 事務の臨時代理の報告について（小田原市集会所条例の一部を改正する条例）

日程第4 報告第11号 事務の臨時代理の報告について（小田原市総合文化体育館条例の一部を改正する条例）

日程第5 報告第12号 事務の臨時代理の報告について（小田原テニスガーデン条例の一部を改正する条例）

日程第6 報告第13号 事務の臨時代理の報告について（小田原市営プール条例の一部を改正する条例）

提案理由説明...教育長・生涯学習政策課長・スポーツ課長

青木教育長 ...それでは、報告第9号から報告第13号までの5件の「事務の臨時代理の報告について」一括御説明いたします。市議会9月定例会に係る教育委員会関係の条例案について、市長に対し意見の申し出をいたしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第14号に基づく当会議の付議事項であります。急施を要し、会議を開くことができませんでしたので、同規則第4条第1項の規定により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定により、御報告するものでございます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

生涯学習政策課長...それでは、私から「小田原市公民館条例の一部を改正する条例」及び「小田原市集会所条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明申し上げます。まず、「小田原市公民館条例の一部を改正する条例」につきまして御説明申し上げます。改正の理由でございますが、小田原市中央公民館を生涯学習センターとして位置付けることに伴う公民館の運営体制の整備に当たり、公民館運営審議会を廃止するため改正するもので、改正の内容は、公民館運営審議会に係る規定を削除するものでございます。恐れ入りますが、お手元の資料「生涯学習センターの概要」を御覧いただきたいと存じます。補足しますと、本市では「ビジョン21おだわら」後期基本計画において、生涯学習の拠点として、中央公民館を生涯学習センターと位置付け、市民参加を基調とした推進体制に転換するため、現在検討を行っているところでございます。中央公民館に生涯学

習センター機能を付与し、学習情報の収集・提供、学習相談・支援、関連機関・施設等との交流連携などを充実させ、市民が主役となる生涯学習社会の創出等に向け対応を図るものです。そこで、今回は運営体制の整備のため、中央公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議する小田原市公民館運営審議会委員が、この10月で任期満了となりますので、これを発展的に解散しようとするものです。従いましてこの後は、具体的な生涯学習センターの事業推進のあり方を検討する生涯学習センター準備委員会を、生涯学習に関わる各種団体や学識経験者等の参加を得て立ち上げ、平成19年の4月には、中央公民館を生涯学習センターに転換したいと考えております。なお、この条例は、公民館運営審議会委員の任期の満了する翌日の平成17年11月1日から施行するものでございます。続きまして、「小田原市集会所条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明申し上げます。平成15年6月に地方自治法が一部改正され、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体に指定管理者として公の施設の管理を行わせることができることとされたことに伴い、地方公共団体の出資法人、公共団体及び公共的団体に対する管理委託制度が廃止されましたので、小田原市集会所条例中、第3条管理の委託に係る規定を削除するものです。なお、この条例は、平成18年4月1日から施行するものでございます。以上で、「小田原市公民館条例の一部を改正する条例」及び「小田原市集会所条例の一部を改正する条例」につきましての説明を終わらせていただきます。

スポーツ課長... それでは、私から「小田原市総合文化体育館条例の一部を改正する条例」、「小田原市テニスガーデン条例の一部を改正する条例」及び「小田原市営プール条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。平成15年6月、地方自治法が一部改正され、指定管理者制度の導入により、地方公共団体の出資法人、公共団体及び公共的団体に対する管理委託制度が廃止されたことに伴いまして、小田原市総合文化体育館条例中、第15条管理の委託に係る規定、小田原市テニスガーデン条例中、第13条管理の委託に係る規定及び、小田原市営プール条例中、第12条

管理の委託に係る規定を削除するものでございます。なお、この条例は、平成18年4月1日から施行するものでございます。以上で、「小田原市総合文化体育館条例の一部を改正する条例」、「小田原市テニスガーデン条例の一部を改正する条例」及び「小田原市営プール条例の一部を改正する条例」につきましての説明を終わらせていただきます。

安藤委員長 ...合理化されたということですか。

生涯学習部長...地方自治法が改正され、部分的に出資法人等をお願いしていました管理委託ができなくなりましたので、その条文を削るものであります。

(6) 日程第7 報告第14号 事務の臨時代理の報告について(学校施設の取得について)

提案理由説明...教育長・教育政策課長

青木教育長 ...それでは、報告第14号「事務の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。市議会9月定例会に係る教育委員会関係の学校施設の取得について、市長に対し意見の申し出をいたしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第14号に基づく当会議の付議事項であります。急施を要し、会議を開くことができませんでしたので、同規則第4条第1項の規定により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定により、御報告するものでございます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

教育政策課長...6月30日の教育委員会協議会における学校建設公社の経営状況の報告におきましても御説明したところでありますが、三の丸小学校屋内運動場棟地下1階部分屋内プールの取得予定価格が2,000万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決に付すため、市長に対しまして別紙のとおり意見の申し出をいたしましたものであります。

(質疑・意見等なし)

(7) 日程第 8 議案第 2 3 号 小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱について

提案理由説明...教育長・生涯学習政策課長

青木教育長 ...それでは、議案第 2 3 号「小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱について」を御説明申し上げます。郷土文化館協議会委員につきましては、任期満了によるものでございます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

生涯学習政策課長...それでは私から、議案第 2 3 号「小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱について」につきまして、御説明申し上げます。現在、小田原市郷土文化館協議会委員の任期は、小田原市郷土文化館協議会規則により、2年間と定められておりますが、この8月31日をもちまして任期満了となります。そのため、同規則第3条第1項の規定に基づき、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から選考いたしましたところ、別紙資料の名簿にございます9名の方々が郷土文化館協議会委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものです。なお、9名の方々は、いずれも現在の委員であり、うち2名の方は市校長会から御推薦をいただいております。郷土文化館協議会委員の任期につきましては、平成17年9月1日から平成19年8月31日までの2年間となります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

桑原委員 ...福沢小学校は、どこにある学校ですか。

横田委員 ...南足柄市にある学校です。

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(8) 委員長閉会宣言

平成17年 月 日

委 員 長

署名委員（島田委員）

署名委員（桑原委員）